

## 事例研究～中国ビジネス法務

(第51回) 禁止されてきた企業相互間の貸し付けは合法化されるか  
北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



中国の最高裁判所が今年8月6日に公布した『民間貸借案件の審理の際の法律の適用にかかる若干の問題に関する規定』（以下「新司法解釈」という）が、来る9月1日より施行され、最高裁が1991年に公布した『裁判所による貸借案件の審理に関する若干の意見』（以下「旧司法解釈」という）にとって代わることになりました。この新司法解釈の注目ポイントは「条件付き」ながら、中国で長らく禁止されてきた企業相互間の貸し付けを許容している点です。この変化を、どのように見ればよいでしょうか。今回は、この問題について解説いたします。

## ◇現地法人が委託貸し付けの方法で企業間の融資を進めたケース

日系現地法人A社では、運転資金が不足していました。A社と業務上取引のあるB社（同じく日系）には余剰資金があり、貸付金という方法でA社に資金を提供し、金利によって収益を得ようとしていました。B社の案に対し、弁護士は次の見方を示しました。

- (1) 当時の有効な司法解釈および中国人民銀行の行政法規では、企業相互間の貸し付けの合法性を認めていませんでした（金融機関でなければ、貸し付け行為を行ってはならない）。
- (2) 直近2年で企業相互間での貸し付け契約を有効とする判例もみられましたが、同時に契約が無効であるとする判例も多くみられていました。そのため実務上のリスクが存在することから、弁護士は銀行を通じた委託貸し付けの方法でA社に貸し付けるようB社に勧め、最終的にB社は、この案を受け入れました。

## ◇新司法解釈施行後の企業相互間の貸し付けの合法性について

今後、上記のようなケースでB社は直接A社に貸し付けを行うことができるようになるでしょうか。合法性を確認するときに、次の二つの重要なポイントを考える必要があります。

## 1. 新司法解釈が規定する貸し付け契約の無効事由

新司法解釈第11条は、法人間、その他の組織間およびそれら相互間で締結された生産・経営に必要な民間貸し付けの契約について、当事者が有効と主張する場合、裁判所は支持しなければならない、と規定しています。

しかし、次の事由のいずれかが存在する場合、貸し付け契約は無効とみなされます。そのため、こうした事由が存在しないことを確認する必要があります。

- (1) 契約が無効となる一般的事由が存在する。例えば、詐欺や強迫により契約を締結した等。
- (2) 利益を図るために転貸し、なおかつ借り主がそれを承知している場合。
  - ・金融機関の貸付金を詐取し高利で借り主に転貸した場合。
  - ・他社から借り入れるか、自社の従業員から資金を集め、借り主に転貸して利益を図った場合。
- (3) マネーロンダリング。すなわち、貸主は借り主が違法な犯罪活動に使用することをあらかじめ承知していたか、承知すべきであったにもかかわらず、貸付金を提供した場合。
- (4) 公序良俗に違反する場合。
- (5) その他、法律・行政法規の強制規定に違反している場合。

## 2. 不確定性—中国人民銀行による禁止規定の法的効力

中国人民銀行が1996年に公布した『貸し付け通則』第61条および第73条では、企業相互間での貸し付けの禁止が規定され、現在でも廃止されておりません（すなわち、企業相互間で国の規定に違反して貸し付けもしくは形を変えた貸し付け融資業務を行ってはならない。行った場合、中国人民銀行が貸付企業に対し制裁金を科すということ）。新司法解釈と上記の禁止規定の相違点をいかにして解決すべきか、現段階では所管機関より明確な意見は発表されておりません。従って、裁判所が貸し付け契約を有効と認定する場合でも、貸し付け行為が中国人民銀行から『貸し付け通則』に違反していると認定され、行政処分を受ける可能性が若干存在しています。

### ◇日系企業の皆さまにご留意いただきたいポイント

上記の分析をまとめますと、司法解釈と行政法規の相違点について、今のところ明確な解決方法が見当たらないため、企業相互間の貸し付け行為の合法性は、慎重に確認する必要があります。現段階で最も安全な方法は、やはり銀行から貸し付けを受ける方法でしょう。また、企業相互間の貸し付けに関する法規制につきましても、引き続き今後の動向に注目していただき、コンプライアンスが確保された貸し付け方法が保証されれば、日系企業の皆さまの資金調達にとって、大変便利になるものとも思量いたします。

## 上海・華東

### 安徽省、1～7月の輸出入は1割減＝外資導入は11%増

中国のポータルサイト搜狐網が22日伝えたところによると、安徽省合肥市税関が発表した同省の7月の輸出入総額は、前年同月比10.7%減の38億7000万米ドルに大きく落ち込んだ。ただ、前月比では3.7%増となった。内訳は、輸出が2.2%減の28億2000万ドル、輸入が27.5%減の10億5000万ドル。

1～7月累計の輸出入総額は前年同期比10.5%減の251億6000万ドル。輸出は同7.4%減の162億2000万ドル、輸入は同15.7%減の89億4000万ドル。

一方、同省商務庁がまとめた1～7月の外資導入実績は、11%増の86億4000万ドル。新規承認案件は146件で、うち1億ドル以上の超大型案件は6件だった。（時事）

### 江蘇省、無料WiFiスポット4.6万カ所新設

中国のニュースサイト中国新聞網が24日伝えたところによると、江蘇省当局は23日、無償でインターネットに接続できる高速無線通信「WiFi（ワイファイ）」スポットを7月末までに4万6000カ所新設したことを明らかにした。整備の進捗率は82%となった。省は年内に新たに同スポットを5万6000カ所設ける。

省内の各都市では、街の高度化の基盤として無料WiFiスポットの整備に積極的に取り込んでいる。特に、南京市など6都市は財政資金を投じて民間事業者を活用、公共施設や交通機関でのWiFiサービス提供を進めている。（時事）

## 香港・華南

### 曾香港財政官、相場乱高下を警告＝市場への介入は否定＝株価急落で

【香港時事】香港の曾俊華財政官（閣僚）は24日、香港や中国本土などの株価急落を受けて緊急記者会見し、金融市場の変動はさらに激化する可能性があるかと警告した。ただ、香港当局として市場に介入する計画はないと言明した。